

病弱教育の授業改善に向けて有効な指導案様式の提案

東 信之*・我妻 則明**

(2015年2月12日受理)

Nobuyuki AZUMA・Noriaki AZUMA

A Suggestion for a New Format of Teaching Plan to Improve the Quality of Classes for Children with Illness

1 はじめに

2014年（平成26年）2月、障害者の権利条約が日本においても批准され、その効力が発生することになった。「障害のある人もない人も、共に学び共に生きる」環境が整いつつある。

障害者の権利条約にある「インクルーシブ教育システムの構築」そして「合理的配慮」は、特別支援教育にあって、今まさに重点的に取り組むべき課題でもある。特に、「合理的配慮」については、学校現場にあって、今後、「一人一人の児童生徒への合理的配慮」について明らかにしていく段階にある。

また、義務教育段階の児童生徒数が、平成22年1,074万人が平成25年は1,030万人と少子化傾向が続く中、特別支援教育対象者は、表1に示したよ

うに、特別支援学校、小・中特別支援学級、通級による児童生徒数が平成22年に約25万1千人、平成25年が約32万人と近年急激な増加を示し、発達障がいのある児童生徒も含め、多様な指導生徒が在籍している。

病弱教育においては、在籍数に大きな変化は見られないが、今まで、各年代、時代において、結核、身体虚弱、喘息、腎炎ネフローゼ等が様々な病種の中でも比較的多い傾向を示すときがあったが、現在は、心身症やうつ病いわゆる「心身症等の行動障害」のある児童生徒の在籍率が多くなり、実態が、大きく変化してきている。

平成23年度の病類調査（全国病弱虚弱教育連盟，2013）では、表2にあるように、近年、「心身症等の行動障害」「筋ジス等の神経系疾患」の占める割合が高く、「腫瘍等新生物」と続いている。

表1 文部科学省（2010-2013）より

	義務教育段階の全児童生徒数	差	特別支援学校	差	小中特別支援学級	差	通級による指導	差	全体	差
H22	1074万人		0.58% 約6万2千人		1.26% 約13万5千人		0.50% 約5万4千人		2.34% 約25万1千人	
H23	1063万人	-11万人	0.60% 約6万4千人	+2千人	1.37% 約14万5千人	+1万人	0.57% 約6万1千人	+7千人	2.54% 約27万人	+1万9千人
H24	1055万人	-8万人	0.62% 約6万5千人	+1千人	1.47% 約15万5千人	+1万人	0.62% 約6万5千人	+4千人	2.71% 約28万5千人	+1万5千人
H25	1030万人	-25万人	0.65% 約6万7千人	+2千人	1.70% 約17万5千人	+2万人	0.76% 約7万8千人	+1万3千人	3.11% 約32万人	+3万5千人
		-44万人		+5千人		+4万人		+2万4千人		+6万9千人

* 岩手県立盛岡視覚支援学校

** 岩手大学教育学部特別支援教育科

また入院の必要な児童生徒は、その入院期間が以前より短くなっており、その期間の学習保証も大きな課題となっている。

心身症やうつ病などの心の病気の子ども、難病の子ども、進行性や病気の終末期を迎える子ども、発達障害や知的障害を併せ有する子ども等々、学校現場にあっては、このような多様な実態の児童生徒との学習場面で、病気からくる突発的な行動の変化や情緒の乱れ等、『情緒の安定』を最優先

に、学習を進め行かなければならない実態がある。

本稿では、このような実態の児童生徒に対する病弱教育における日々の学習において、最も重要な学習指導案について、近年、特別支援教育において課題や視点となっている内容を取り入れた指導案の様式を提案し、指導案が、より有効性のあるものとなり、一人一人の児童生徒の学習が充実できるように研究するものである。

表2

平成23年病類調査					(全国病弱教育研究連盟)				
疾患群	結核等感染症	腫瘍等新生物	貧血等血液疾患	糖尿病等内分泌疾患	心身症等行動障害	筋ジス等神経系疾患	眼・耳・鼻疾患	心臓等循環器疾患	喘息等呼吸器系疾患
	29	638	104	239	2,148	1,709	284	531	304
疾患群	潰瘍等消化器系疾患	アトピー等皮膚疾患	筋・骨格系疾患	腎炎等腎臓疾患	二分脊椎・先天性疾患	骨折等損傷	虚弱・肥満	重度・重複障害	その他
	110	175	309	238	648	193	256	292	396

2 研究方法

特別支援学校等における、一般的な指導案について検証すると同時に、新たな概念、内容を取り入れた指導案を提案する。

(1) 一般的な指導案様式について

各校での指導案形式は、それぞれの学校の生徒の実態、研究目的、使用場面により、創意、工夫され作成されているが、図1に示すように、[1 単元名]から[6 本時の指導(1)本時の目標]までは概ね共通している項目であると考え。

[6 本時の指導(2)展開]は、項目として学習時間の流れの目安となる〈時間〉、一人一人あるいは集団での児童生徒の〈学習活動・内容〉、一人一人あるいは集団への〈支援、援助の留意点〉、使用する〈教材教具等あるいは備考欄〉となっていることが比較的一般的である。

学習指導案			
1 単元名			
2 単元について (1)単元観 (2)指導観			
3 指導目標			
4 指導計画			
5 児童生徒の実態			
6 本時の指導 (1) 本時の目標 (2) 展開			
時間	学習活動・内容	支援援助の留意点	教材等 備考

図1

(2) これからの指導案に盛り込むべき内容

これまで培ってきた特別支援教育の指導内容方法を大切にしながらも、近年の多様な児童生徒に対応すべく、これからの特別支援教育において、重要且つ基本となる内容、事項は以下に示す点であると考え。

- ① 合理的配慮
- ② 個別の指導計画、教育支援計画
- ③ キャリア教育

④ 情緒の安定

これらの事柄が指導案の中で、関連づけられて行くことにより、今、様々な場面で求められている教師の専門性がより向上していくものと考えられる。

M支援学校でのアンケート調査（平成25年8月実施）による図2に示されるように、指導案について69%の教師が2年の間に指導案を作成しており、児童生徒の学習、発達を促す上で自身の授業を振り返ると同時に、授業改善に向かう姿勢も見られる結果であった。指導案を作成することにより、児童生徒一人一人の実態、課題がより鮮明になり、適切な学習支援、学習指導が行われることは言うまでもない。指導案を充実させ、日々の授業を充実していくことが教師の使命でもある。

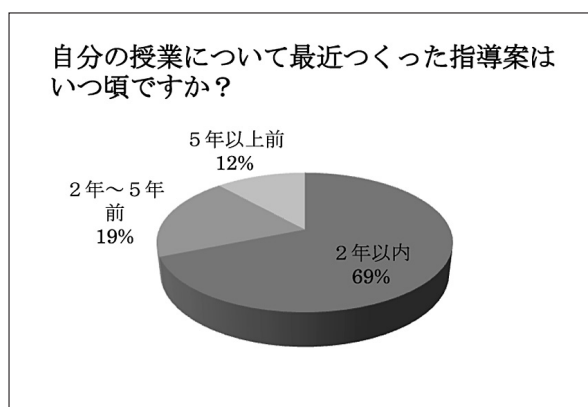


図2

「① 合理的配慮」～「④ 情緒の安定」の中でも、特に児童生徒の「情緒の安定」は、病弱教育にあっては、図3に示すように、日々の授業を進めて行く上で、基本となる事項である。

特別支援教育、病弱教育における児童生徒の多様化とは、病種の多様化と同時に児童生徒のそれまでの学習環境、学習形態の多様化でもある。たとえば、学習空白のある児童生徒の学習に対し、空白を埋める学習内容の設定のみならず、学習に対する不安や迷いについて考慮し、学習を進める手立て等を明記することが必要となっている。

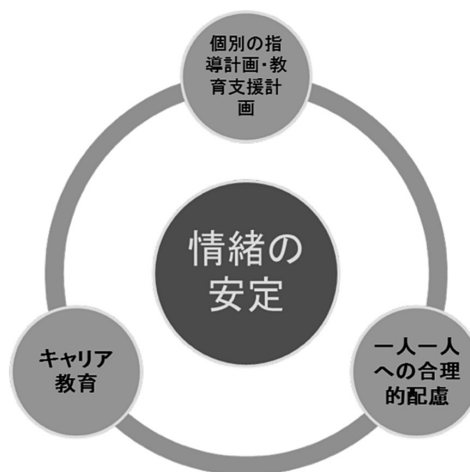


図3

①合理的配慮 「合理的配慮」について文部科学省（2012）では以下のように示されている。

「合理的配慮」3観点11項目

「合理的配慮」の観点（1）教育内容・方法

（1）- 1 教育内容

（1）- 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

（1）- 1 - 2 学習内容の変更・調整

（1）- 2 教育方法

（1）- 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

（1）- 2 - 2 学習機会や体験の確保

（1）- 2 - 3 心理面・健康面の配慮

「合理的配慮」の観点（2）支援体制

（2）- 1 専門性のある指導体制の整備

（2）- 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

（2）- 3 災害時等の支援体制の整備

「合理的配慮」の観点（3）施設・設備

（3）- 1 校内環境のバリアフリー化

（3）- 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

（3）- 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

また、「合理的配慮」の観点（1）教育内容・方法の中の（1）- 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮について、病弱

教育については表3のように記述されている。

表3

(1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、障害の特性、個性、その持てる力を高めるために必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。	
病弱	病気の改善や病状を維持するための服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるようにするための指導を行う。(服薬しない場合の病状悪化などを理解させ指示された量の服薬や定期的な服薬を徹底、薬や治療による副作用を理解させ服薬後に現気を伴う場合には危険な作業等を避けるなど適切な対応が出来るように指導、負担過重な活動とならないよう必要に応じて休憩を取るなど病状に応じた対応方法が取れるように指導 等)

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告—学校における「合理的配慮」の観点—(案)別添1より抜粋

「合理的配慮は一人一人」への調整・変更を行うものである。表3にある「病状に応じた対応等」とは、「一人一人の病状に応じた対応」であり、しっかり指導案の中で明記されることにより、望ましい合理的配慮が行われることになる。

②個別の指導計画、教育支援計画 個別の指導計画、教育支援計画は、一人一人の児童生徒の指導上の課題を明かにし、現在、そして将来に渡る計画を保護者の理解の基に作成、計画、実践していくものである。日々の授業の中でこれらの課題や目標が適切に設定され、授業が展開されなければならない。

作成の過程では、保護者の願い、教師の願いを計画の中に十分に活かし、実践がなされることが必要である。

「個別の指導計画、教育支援計画」作成にあたっては

- ・個々の実態、将来の姿を見通したものであること。
 - ・実際の生活場面で活用ができる目標であること。
 - ・短期、長期の目標が連動していること。
 - ・担任等が変わっても引き継がれていくものであること。
- である。

これらの事柄が、日々の授業の中で課題や目標として関連づけられているか確認し、授業案を作成していくことが必要である。

病弱教育にあつては、短期での学籍の異動、学習環境の変化等があり、児童生徒の継続した課題をいかにスムーズに引き継ぎ、学習空白等を最小限にしていくことも重要である。

③キャリア教育 キャリア教育の目指す、児童生徒が、「望ましい職業観・勤労観」「職業に関する知識や技能」を身につけ、「生きる力」を培うことと同時に、「主体的」に活動できる力を身につけることは、特別支援教育において、長年、教育の根幹として位置づけられてきたことでもある。これまで培ってきた指導内容、指導方法を再検証する上からも、指導案の中で大切にしていかなければならない事項である。

しかし、病弱教育にあつては、「勤労観」、「職業観」いわゆる「就労観」を体験の中から得ていくことが難しい状況にある児童生徒が多く在籍していることも現実である。小学部、中学部、高等部、それぞれの段階で、実体験にこだわらず、あらゆる情報、機器の活用等により、児童生徒が社会の一員として、生き生きと実社会の中で生きていく「知識や技能」を段階的に身につけていくこと、そして「主体的」活動を引き出す授業が、日常の授業の指導案の中で意識され、展開されていくことが重要である。

④情緒の安定 病弱教育において、日々の授業は、病気のある児童生徒の毎日の病状の変化や心の動き、不安に寄り添いながら授業が進められている。

置かれている環境、日常の身体の変化、天候等々、児童生徒の情緒の安定を阻害する要因を十分に読み解くことは、授業を進めて行く上で最も重要なことである。

特に、精神疾患等のある児童生徒の指導にあたる時には、「情緒の安定」抜きには授業は行えられない現実がある。指導案作成にあたっては、児童生徒一人一人の「心の安定」を持続、あるいは保つ具体的な方法や声かけのタイミング、突発的な行動が現れる前の行動等、対処の仕方を含めて、明らかにしておくことが大切である。

時には、薬など、主治医の力により安定を保つ

必要性も要求されるが、多くの児童生徒の場合、その原因となる要因が必ず存在すると考える。まず、はじめに学習できる環境、状況を整えることが求められる。

3 結果と考察

以上のようなことから、前述の内容を考慮した新たな指導案様式図4を提案するものである。

学習指導案			
1 単元名			
2 単元について (1)単元観 (2)指導観			
3 指導目標			
4 指導計画			
5 児童生徒の実態(キャリア教育、教育支援計画の視点からも記述)			
6 本時の指導 (1)本時の目標 (2)展開			
時間	学習活動内容(個別の指導計画との関係性を明記)	一人一人への合理的配慮	情緒の安定への働きかけ
③ 教材・教具			
7 評価 評価の観点			

図4

(1) 児童生徒の実態について

単元に沿った児童生徒の学習進度や発達の段階と併せて、キャリア教育の視点、教育支援計画の視点から児童生徒の実態を多面的に捉え、的確に記述することが大切である。

児童の実態の中に、キャリア教育の視点、教育支援計画の視点を取り入れることにより、児童生徒の望ましい将来像を描きながら、今、伸ばしていかなければならない、「自らできる」、「自ら考え行動する力」を、現在の児童生徒の実態と結びつけ考えることが必要である。

(2) 学習活動内容について

個別の指導計画は、毎年度、児童生徒と関わる教師、保護者との話し合いを通じ、はじめに作成するものである。個々の児童生徒の実態、状況から各教科等の短期目標、長期目標の設定、指導の手立て等を記述し、指導に活かしていくものである。したがって、日々の授業において、個別の指導計画を計画的に反映させていくことが重要である。

個別の学習、グループでの学習であっても、学習内容を個別の指導計画との関係性を可能な範囲

で明記することにより、児童生徒の学習内容をより望ましい内容へと関連づけていくことが可能となる。

(3) 一人一人への合理的配慮について

合理的配慮は「一人一人の児童生徒への理にかなった変更・調整」であり、特別支援教育にあつては、その内容、配慮の在り方については学習の根幹となるものである。一人一人への合理的配慮を明らかにすることにより、より学習活動が充実していくと考える。

(4) 情緒の安定への働きかけ

病弱教育にあつては、児童生徒の情緒の安定なくしてより良い授業は行うことは難しい。教室環境や学習場所、学習の導入からまとめまでの時間や学習に集中できる時間、教師の声かけや支援の軽重等々、考えられる児童生徒への働きかけを記述することで、児童生徒の情緒が安定した中で学習を進めることが可能となり、学習効果を高めることができる。と考える。

(5) 教材・教具について

特別支援教育における教材・教具の工夫活用は、あらゆる活動において重要である。

充実した授業を行うためには、児童生徒の実態に合わせた教材や教具を制作あるいは作成することにより、児童生徒が達成感、成就感を味わうことができる。日々の授業においては教師の大きな力点である。

「(2) 学習活動内容について」に使用教具等は記述されるが、項を設けて、細かく、具体的な使用方法、提示の仕方等を説明することは必要である。

(6) 評価・評価の観点について

図5に示すように、授業の評価は、「指導案作成」→「授業実践」→「評価」→「授業改善」の一連の流れ、つながりの中で行われる。

授業の評価、授業の観点がしっかりと明示されることは、授業のねらい、一人一人の児童生徒の目標が的確に捉えられていることでもある。しっかりと評価のできない授業から授業改善は行われない。

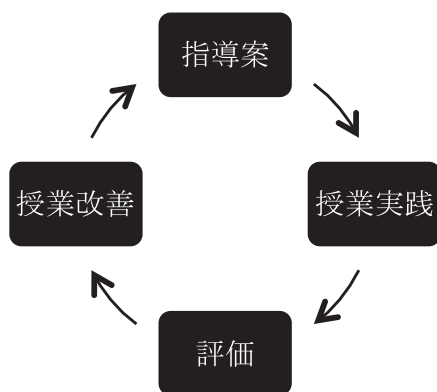


図5

4 おわりに

近年、特別支援教育にあっては、発達障がいのある児童生徒の急激な増加、児童生徒の実態の多様化、インクルーシブシステムの構築、合理的配慮を含めた新たな概念の導入等、今まで以上に「一人一人」に対する支援の在り方が問われている。

病弱教育にあっても、従来の教育にとらわれず、新しい環境、社会の中で専門性のある授業、指導案の立案が求められている。

現状の指導案様式の見直し、改善は、教育の原点が日々の授業にあるとすれば、真摯に向き合っていかなければならない課題でもある。

社会全体が、少子化傾向にある中であるが故に、一人一人の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた指導の在り方、指導が行われなければならない。

用途に応じたICTの活用、通常学級や地域と連携した「連続性のある多様な学びの場」の想像等々、指導案様式の有効性を求める中で、新たな発想の基に特別支援教育、病弱教育の充実が求められている。

本論文を書きあげて、改めて特別支援教育、病弱教育の現状、課題について再確認する機会であると同時に、「ネグレクト」、「育児放棄」、「スマートフォンの普及」、「バーチャルな世界の出現」等、大きな社会の変化の中で児童生徒の多様化が加速的に進みつつある現状で、社会の環境変化に柔軟に対応する力が、今、教師には最も求められていることを再認識する機会でもあった。

文献

- 全国特別支援学校病弱教育校長会編著(2012)「特別支援学校の学習指導要領を踏まえた病気のこどものガイドブック」ジヤース教育新社.
- 全国病弱虚弱教育連盟(2013)平成25年度(第50回)全国特別支援学校長研究協議会全病長研究協議会資料.
- 文部科学省(2010-2013)全国特別支援学校長研究大会研究協議資料.
- 文部科学省(2012)中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮環境整備検討ワーキンググループ報告(概要)一学校における「合理的配慮」の観点.
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育調査官丹羽登(2013)特別講演会「病気の子供を取り巻く状況の変化と今後の病弱教育」.
- 横田雅史監修(2002)「病弱教育Q&A PART I」ジヤース教育新社.